

〒160-0051 東京都新宿区西早稲田 2-3-18 日本キリスト教会館 52号室 RAIK内

電話 (03) 3203-7575 FAX (03) 3202-4977 E-mail: raik@kccj.jp

郵便振替: 00190-4-119379 口座名称: 外キ協

ホームページ: <http://www.gaikikyo.jp>

## ドイツの移民社会における教会の活動

### ●マルティン・クリーク

(「世界にパンを」活動とコミュニケーション 主事)

イエス・キリストに呼び出された共同体（エクレシア）としての教会の歴史は、初めから移動する者たちの歴史でした。教会の基本的なプロセスのどれもが、移住の物語として語るすることができます。宣教において、礼拝において、そして他者への奉仕において、神は多様性の中に共同体を創り出されます。移住と逃亡の問題に対する教会の確信には、聖書的・神学的・社会倫理的な基盤に加え、きわめて日常的な次元が決定的です。すなわち、移住者として、移住者と共に、移住者のために人生を生きるキリスト者の経験です。

ドイツの教会にとって、移民はどのような意味を持つのか。移住によって変化する社会的・宗教的な状況の中で、教会は自分たちの使命をどのように認識しているのか。教会の関わりの特徴は何か。教会は何をめざしているのか。

#### 1 移住者のための牧会的寄り添い

ドイツ社会は移民の経験が刻み込まれていて、人口の4分の1が「移民の背景」を持っています。したがって、教会も多様であり、多くの牧師や教会員（教区の人びと）の経歴は移住の伝記です。このような多元性は、社会と教会を豊かにします。

ドイツにすでに移住した、また今日まで移住しているキリスト教徒にとって、母国語と慣れ親しんだ

儀式で礼拝をおこなえることは非常に重要なことです。常に新しい一世の移住者がいるため、母国語による教会は成長を続けています。ドイツ福音主義教会（EKD）は、「国際的な教会」による多様化に直面し、既存の教会との協力を力を入れています。EKD加盟教会への提言には、新しい形の教会の形成や、文化に配慮した牧会、教会職員の融合などが見られます。教派を超えて、さまざまな背景を持つ人びとがどのように教会に居場所を見つけることができるかと問われているのです。

キリスト教移住者に特に向けられた牧会に加え、より広い意味での牧会の使命があります。というのも、教会の行動にとって、隣人愛は中心的な基準であり、到達点だからです。宗教や世界観に関係なく、教会に要請されているのは、困難の中にある人びとに牧会的配慮をもって寄り添うことです。特に、身内を亡くした方、家族や友人と離れ離れになった方、避難前や避難中にトラウマとなる体験をした方、あるいは将来の見通しが立たない方は、援助と同伴が必要です。難民施設での牧会の提供は、他の支援を補う重要なものとしてあります。

#### 2 移住を普通なこととして理解し、統合を可能にする

カリタス（カトリック教会）とディアコニー（プ

ロテスタント教会)の移民支援奉仕の始まりは、19世紀にさかのぼります。1950年代、「ガスト・アルバイター」(直訳では客人労働者)の採用が進むにつれ、教会の福祉団体は、より多くの都市に相談所を設置し、やがて融合への道の提供により補完されるようになりました。しかし、政治や社会の中では、ドイツは移民の国ではないという考えが長いあいだ浸透しており、融合は、スポーツクラブや労働組合、自治体の領域、教会やその福祉団体など、日常生活レベルでしかおこなわれませんでした。

1975年に初めて教会が「外国人同胞の日」に人びとを招待した時、これは極めてプログラムの理解されるものでした。客人は同胞となり、見知らぬ人は隣人や友人となるはずで、この活動日は、プロテスタント教会、カトリック教会、ギリシャ正教会、大都市の主導で、毎年9月末に500以上の都市、地区、自治体でおこなわれる「異文化交流週間」へと発展してきました。その目的は、やはり受け入れ社会と移民が共存するための政治的・法的な枠の条件改善を始めることです。

ここに例として挙げたことは、教会にとっても原則的に当てはまります。すなわちドイツに住む人びとが、出身地、宗教、世界観、性別、性的アイデンティティとは無関係に、尊厳と自由と安全に満ちた生活を送れるように働くことです。これには、教育や仕事へのアクセス、地域社会の形成への参加など、社会参加が含まれます。

統合は移民政策の土俵にとどまらず、社会全体に関わります。しかし、実際には、移民は特別なハードルを乗り越えなければならないことが多いので、受け入れ社会の側で、移民が参加できる、移民を認知するための良好な枠組み条件を作り出すことが重要です。加えて、社会の変化や文化の多様性に対して、基本的にオープンであることも必要です。他方、移住者は、ドイツにおける社会的共存の土台を知り、それを評価する意欲と機会を持つ必要があります。統合とは決して終わることのない課題です。それは、多層的で相互的かつ連続的なプロセスとして理解されるべきものです。

移民の国としてのドイツでは、長く住んでいる人たちが対等な市民として政治共同体を共に形成できるように扱われるような帰属文化が必要です。

この点でも、教会やその福祉団体、相談所や教育機関で、重要な支援をもって貢献していかなければなりません。

社会的統合の前提は、すべての人間の尊厳の尊重、男女平等、身体を損傷なく保つ権利、信仰と良心の自由、表現と芸術の自由などの、自由民主主義の基本的共通規範と、それに結びついている基本的権利を認めることです。世界観や出自、性別、自分の性的アイデンティティなどを理由に人を蔑む人は、この社会的合意を損なっています。これは、その土地育ちの者たちにも、移民にも、同じように当てはまります。

その際、教会は、自分たちの困難な学びの歴史を自覚しています。今日でも、自由民主主義や多元的な社会に不可欠とされる規範の承認については、一貫して緊張とアンビバレンスがあります。こうした学習過程を意識することは、同時に民主主義や人権は、どこか特定の文化や宗教、世界観に帰属させられないことも明らかにします。

### 3 人種差別に立ち向かう

ドイツおよび世界の教会指導者たちは、人種差別はキリスト教の信仰と相容れないという明確な立場をとります。世界教会協議会が確認するのは、「信仰を持つ人びとは人種差別を非難しなければならない。なぜなら人種差別は人間の尊厳と、一つの間人家族の一員であることを否定し、どの人間の中にもある神の似姿を歪めてしまうからだ」。すべての人種差別理論は、生物学的な仮定に基づいていても、文化主義的な仮定に基づいていても、キリスト教の間人象と矛盾します。

ドイツの社会はここ数十年、右翼過激派の攻撃や暴行によって大きく揺さぶられています。難民保護施設に火が放たれ、出身を理由に攻撃や殺害がおこなわれ、良き共存のために立ち上がる政治指導者やボランティアが脅迫や攻撃の犠牲になり、ユダヤ教徒やイスラム教徒の礼拝所が冒瀆されています。

このような、ドイツでの人種差別的暴力と右翼のテロという明白な問題を、教会は直視するべきで、構造的な人種主義に対しても同様に警戒しなければなりません。というのも、多くのイニシアチブが人種差別に反対するキリスト者の決意を証していますが、人種差別的な考え、したがって社会の緊張と断層は、教会という場所にも見出すことができるからです。

このように、「キリスト教的価値」への召命は、他の文化的・宗教的背景を持つ人びとを排除し、価値を下げるために使われることがあります。このよう

な主張をする人は、キリスト教をポピュリスト的に道具化しており、このキリスト教の道具化は明らかに教会によって拒否されます。キリスト教の信仰からは、また教会自身の罪の歴史から、教会はあらゆる形態の人間嫌いを克服する特別な責任を負っています。

反セム主義、シオニズムへの反感、イスラム嫌い、その他の非人間的な態度に、教会は強く反対しています。教区、州教会、その他の教会組織のイニシアチブに加え、エキュメニカルな連邦規模のワーキンググループ「教会と極右」も、ここで重要な貢献をしています。これらのさまざまな関係者にとって共通しているのは、「教会や教会組織に、集団ベースの人間嫌いの居場所はない」という確信です。

#### 4 信教の自由の保護、宗教間対話の推進

多元性を退ける人は、しばしば敵のイメージを利用して、宗教的コミュニティ全体を中傷し、汚名を着せます。状況はとても違っている可能性があり、反セム、反イスラムの恨みのせいで、ユダヤ人とイスラム教徒は身の危険を感じています。だから彼らは、教会に連帯を求めているのです。

信教の自由という高い価値を認識することは、キリスト教会自身にとっても、長い学びの歴史と結びついています。しかし今日、私たちは、人間の尊厳と信教の自由は切り離すことができないことを知っています。

まさにそれ故に、教会は自分たちの権利のためだけでなく、ユダヤ教徒、イスラム教徒、その他の信者の権利のために立ち上がります。世界中の教会指導者の間では、キリスト教徒は「他の宗教に属する方々と、敬意と信頼で刻印された関係」を構築すべきだというエキュメニカルなコンセンサスが広く存在します。それは、そのようにしてお互いの理解、和解、一般の至福のための共働を促進するためです。

このように、ドイツでも過去数十年の間に、多様な宗教間対話のネットワークが発展してきました。それは主要な聖職者レベルでの対話、学問の世界、教育機関や福祉団体、地域のシナゴグ、教会、モスクのコミュニティにおいてです。神学的・霊的な交流に加え、とりわけ生活の対話、行動の対話が特に重要です。それは異なる宗教共同体の人びとが日常生活を自然体で共有し、自分たちの住む社会で共に活動することです。このような他宗教間での共存・共働の形態の心強い例として挙げられるのは、「私が

誰かわかる？」プロジェクトのユダヤ教・キリスト教・イスラム教の3教派の運動です。それは他宗教間・他文化間の祭からはじまり、実践的な難民支援や教育活動を超えて、民主主義や人権へのコミットメントなど、多岐にわたります。

ユダヤ教徒やイスラム教徒、すべての善意の人びとと共に、キリスト教徒は社会のまとまりに貢献するために、多様性と対話に取り組んでいます。宗教界は、人間が攻撃され、負傷し、あるいは殺されるようなことがあっても、互いに寄り添い、平和的共存を求める共通の意志を証言します。教会機関だけでなく、文化間・宗教間の取り組みも、宗教と文化の関係、ひいては社会全体における民主主義と人間の尊厳の保護を強化するような教育プログラムを、促進するべきです。

#### 5 難民の権利強化

近年、難民のための活動が著しく発展し、広がられています。キリスト者はすべての人間の尊厳のために立ち上がるよう召されているので、隣人愛に基づく奉仕活動、連帯活動は、対象となる人間の出自の境界線はありません。

だから、2015年以降、ドイツの2大教派では数十万人のボランティアが難民支援に積極的な活動をしています。その多くは、持続的に、難民が社会で分を得るために、腰をすえて動き続けています。すなわち、新しい生活環境での言語や文化を教えること、当局とのやり取りに寄り添うこと、住居や仕事を探す支援をすること、そして彼らのために確かに寄り添うことです。

ボランティア活動に加えて、カリタスやディアコニー、その他の福祉団体、救援機関、修道会のさまざまなプログラムが、難民への活動の第二の重要な柱となっています。専門的な法的・手続き的な相談、社会言語と社会へ融合することの促進、職業相談や教育の提供、特に医療保護、さらに初期受け入れ国で保護を求める人びとのための国際支援プロジェクトなどです。職業としての取り組みと、ボランティアの取り組みが密接に結びついていることも珍しくありません。それを超えて、多くのプロジェクトは、教派間と市民社会との協力関係により特徴づけられます。

#### 6 最も弱い立場の人びとを支援する

保護を求める女性が単独で、あるいは子どもを連

れて逃亡する場合、暴力、性的暴行や搾取の被害者となる危険性が特に高いのです。同様に不安定なのは、同伴者のいない未成年者や性自認を理由に迫害されている人びとの状況です。

逃亡中の女性や未成年者に対する特別な保護の必要性が、これまでより強く考慮されることが、教会にとっては、関心事です。その目的は、自分の責任で自立した生活が可能になることです。そのために必要なことは、プライバシーが保護された別の宿泊施設での、適切な心理的・社会的支援、適切な教育機会です。

## 7 搾取と人身売買の撲滅

世界では、数百万人の移民が人身売買の犠牲になっています。また、ドイツでは労働搾取や強制売春が蔓延しています。ドイツでも出身国でも、教会の窓口が被害者に寄り添います。社会的・法的相談や、搾取から逃れた人への具体的支援をおこなっています。しばしば被害者が絶望的な状況で頼れる唯一の官庁は、福祉事務所の職員だけです。

ドイツのいくつかの関連産業やサービス業では、EU 市民もしばしば搾取されています。彼らは、劣悪な環境と非常に低い賃金で雇用されています。そのため、教会の福祉団体は長年にわたり、社会法の下での平等な扱いと、EU における同等の最低社会基準を要求してきました。

## 8 住民票のない人の権利取得を支援

特に傷を受けやすい移民グループには、在留資格も当局の黙認も得られない人たちが含まれます。国家というものは、「人びとは当該国の領土に非正規には居住しない」という、合法的な関心を持ちます。しかし同時に、滞在の不法性にあっても、基本的な社会的人権、特に教育や健康に対する権利は守られなければなりません。

滞在許可法上の不法性がある家庭の子どもたちに対して、粘り強い政治上の闘いの末に得たことは、身分の漏洩を恐れることなく学校に通えるようになったことです。しかしながら、学校当局や学校の、このような法的状況に関する知識は、依然として大幅に改善される必要があります。

滞在許可証のない人間への健康上の処置（医療）の場合も、相変わらず法的不確実性や情報不足が根強く、医療サービスへのアクセスを困難にしています。その結果、簡単に治る病気でも重症化し、例え

ば危険度の高い妊娠の発見が遅れるということも起きています。ここでは教会の奉仕が重要な貢献をしていますが、健康上の処置の欠けを埋めることはできません。在留資格とは無関係に、健康に対する権利が保護されるような次のステップが緊急に必要なのです。

さまざまな理由で長年ドイツに非正規滞在している人びとに対して、人間の尊厳に適切な現実的な取り決めが必要です。これには、他の諸国で成功した、在留を正規化する措置も含まれます。その目的は、搾取や暴力から人間を守るために、合法性への道を開くことにあるべきです。

## 9 責任ある帰国同行

滞在許可証の期限が切れたり、亡命申請が却下されたり、ドイツでの亡命手続きが認められなかったりして、ドイツを離れなければならない人びとの状況は、常に論争的となっています。一方にある意見は、ドイツから出国義務のある者が速やかに出国すれば、法治国家の要求は満たされるという意見です。他方指摘されるのは、生命の危険や人権侵害や、その他の、人の出国を脅かすような人道上の困難を回避するのは、まさに法治国家の基本であるということです。法治国家の特徴は、行政・司法の決定が見直され、修正されうることなのです。

出国を余儀なくされた者は、出身国または難民認定をおこなう国に戻るべきであるという国家の関心事は、教会からは根本的に疑問視されていません。それでも教会が警告を発するのは、出国者や国外退去者の数を増やすことを、努力に値する政治的目標と説明することに対してです。個人の尊厳と、身体を損傷なく保つ権利を保護し、法治国家の基準を守ることに、常に焦点を当らるべきなのです。十分な審査の結果、帰国に責任が取れ、合理性を持つと判断された場合は、自主的な出国を奨励し、強制退去を避けることが妥当です。保護を求めている人が、生命や身体に対する脅威がある地域に戻るよう説得されることは許されません。パンデミック状態での強制送還は無責任です。

関係するすべての機関の目的は、安全で尊厳のある帰還を可能にすることでなければなりません。関係者の権利が帰国前、帰国中、帰国後において、十分に尊重されなければなりません。またそのために、教会はドイツ連邦内のいくつかの場所にある強制送還監視センターに出資しています。このような、当

局から独立した監視は、対話時に時折（当局の）違反を見つけて調査し、その結果、人権基準の遵守を向上させています。

すでに長年にわたり、教会の連盟は、帰国相談に積極的に取り組んできました。利益の衝突や動揺を避けるため、教会は当局から独立した相談をし続けています。これは、保護を求める人びとと法治国家の両方の利益になることだからです。

ドイツを離れて保護を求めている人たちへの責任は、彼らが去ることで終わってはなりません。そうではなくて、帰国した人たちが故郷の国で、自力で尊厳ある生活を築き、社会復帰できるように支援することです。ドイツにある教会施設と帰国者の間に育った人格的な関係に由来する取り組みに加え、援助機関やそのパートナー組織によるプログラムも重要です。それらが直面するのは、海外から帰国した人、国内で移動した人、いる場所に残った人、その中で調停するという難しい課題です。

## 10 人道的苦難を回避する

教会の難民に対する活動の経験から、たとえ形式的、法的には正しいとしても、難民申請の却下が、容認できない困難につながる可能性があることがわかります。教会の窓口は、このような状況で保護を求める人びとが適切な救済策を見つけることを支援します。例えば、行政決定に対する異議申し立て、裁判所への告訴あるいは略式手続き、請願書の提出あるいは「行政による社会的不公正委員会」への訴えなどです。

これらの手段を尽くした後、具体的な個々のケースでは、教会あるいは修道会が、保護希望者を教会に庇護する決定を下す場合もあります。責任者は、国外退去の場合、生命や身体に対する危険や、容認できない人道的困難の恐れがどの程度あるか、また、難民申請審査の再開など、再調査の法的要件を満たしているかどうか検討する必要があります。教会や修道会が保護を求める人びとの側に立つという、この決定に伴う高いレベルの心のこもった関与は、評価と支持に値するものです。

近年、ドイツ司教協議会やドイツ福音主義教会連盟は、教会の庇護を「ultima ratio」（最後の手段）として尊重し、力を尽くしてきました。教会の庇護について当初は賛否両論ありましたが、2015年に連邦移民・難民局との手続き上の取り決めに合意することが出来ました。それ以来、2大教派の代表者

は、教会と国家当局の窓口に対して、この手続きの遵守を一貫して訴えてきました。

重要なことは、小教区や宗教団体が、合意した連絡経路を守り、適宜、連邦事務局に連絡することです。国家の側は、逆に、記述された苦難を誠実に検討し、行政決定が法の支配の基準を満たすことを保証しなければなりません。最終的には、すべての関係者にとって、人間の尊厳の保護という法制度の至上命題に、法的に持続可能な形で奉仕することが重要であるべきです。この方向性の根底には、憲法の最高価値への志向があるから、教会の庇護は、時折主張されるのとは逆に、最終的には法の支配の原則と矛盾しません。所轄官庁とオープンにコミュニケーションをとり、既存の人道的困難を粘り強く指摘することで、むしろ法の支配の強化に貢献することができます。

## 11 人権に基づく欧州の難民政策の提唱

ドイツの教会は、長い間、人道的で公正かつ連帯するEUの難民政策に取り組んできました。欧州段階では、欧州教会会議（CEC）とともに欧州移住者教会委員会（CCME）が、プロテスタントと正教会の加盟教会の難民支援活動を繋げています。

教会が協力して強化している対策には、①すべてのEU加盟国が受け入れ、実施する高い受け入れ基準と手続き、②外部国境での効果的な海上救助、③非EU加盟国の第一次受け入れ国への支援、④EU加盟国間の連帯に基づく責任分担のための合意、そして安全で合法的な入国経路が含まれます。

教会は、保護を求める人びとが危険なくドイツやヨーロッパにたどり着けるよう、非常に具体的に取り組んでいます。それが家族の再統合の支援、あるいは人道的受け入れプログラムへの参加などであっても。EUの対外国境についても、教会は改善を強く求めています。これは、とりわけ具体的な現地の奉仕活動を通じておこなわれています。

これまでEUの不安定地域、特にエーゲ海は、近年、保護希望者が非人道的な環境で暮らさなければなりません。地中海やバルカン半島での「押し合いへし合い」のような対外国境での暴力行為は、ヨーロッパの基本的権利にあからさまに反しています。公正な分配構造と、受け入れ国と難民の双方の懸念を考慮した移転プログラムの合意、そして人権に対する明確な方向性がなければ、欧州は対外国境における人道的危機を克服することはできないでし

よう。

欧州のキリスト教徒は、市民社会の他の活動家とともに、欧州の難民政策の新しい方向を提唱するよう要請されています。この間、EU 加盟国の数多くの都市、自治体、地区が、保護を求める人びとを自発的に受け入れる用意があると宣言したことは、心強い兆候です。

## 12 海難救助で命を救う

### ～身体を損傷なく保つ権利～

国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR) は、2014 年以降、地中海を渡ってヨーロッパに来ようとした難民・移民 1 万 9000 人以上を死亡または行方不明者として登録しています。地中海は、世界でも最も危険な移動経路のひとつに当たります。例えば内戦国リビアでは、地中海で死ぬリスクを受け入れるほど、難民や移民の状況は救いようのないものです。海難救助は国際法で義務付けられています。だから、EU 諸国は、対外国境で人命を救うという共通の任務を避けることは許されません。

この背景から、近年、教会は効果的な国家救援活動を繰り返し提唱しています。同時に、「リビア沿岸警備隊」への協力が人権侵害につながることも指摘しています。

海難救助が EU の国家共同体によって保証されない場所では、民間の海難救助が必要であり、合法的です。人道的組織は人命を救い、同時に、政治の怠慢に注意を喚起します。彼らの活動を妨げたり、犯罪行為とみなしてはならないのです。

教会は近年、民間の海難救助を、牧会的、政治的・

法的、財政的にさまざまな形で支援しました。2019 年、福音主義教会内から海難救助同盟が設立され、救助船が活動しています。その活動は、エキュメニカルに、市民社会から強い支持を受けています。

## 13 国際的な責任を果たすために

移民や難民の移動は世界的な現象です。だから、ドイツやヨーロッパを越えて考えることが重要です。移民・難民問題では、より国際的な協力が必要です。ここでは重要な出発点を、地球規模の移民条約と地球規模の難民条約が提供します。難民協定は、例えば、第一受け入れ国が第三国での受け入れプログラムにおいて行動する能力を拡大するために、必要な支援を提供することに寄与します。

貧困、暴力、戦争、生態系の破壊などにより、人びとは故郷を離れることを余儀なくされています。したがって、責任ある移民・難民政策は、多国間の平和政策だけでなく、気候変動とたたかい、持続可能な開発を可能にするための世界的な努力と密接に結びついています。教会とその救援機関は、移民政策と開発協力が共に地球規模の正義を促進するに仕えるよう尽力しています。その際、移住を防ぐのではなく、強制移住の根本的な原因に対処することが求められます。焦点は、移民についての法に基づく発展への要請であり、移民への理解です。

●訳＝菊地純子

\*本稿は、11 月 5 日に開催された外キ協連続講座「外国人住民の現在を考える」第 4 回（オンライン／同時通訳）での講演原稿の翻訳を抜粋しました。

## 国際人権機関から問われ続けている 「国籍要件」という不条理

●佐藤信行（在日韓国人問題研究所『RAIK 通信』編集長）

### ●「国籍要件」という壁

8月5日、公立学校教諭と地方公務員の任用における「国籍要件」問題をめぐって、外務省・文科省との交渉がおこなわれた。事前に「かながわみんとうれん」など 5 団体から要望書が提出され（6 月）、

それに対する外務省と文科省の文書回答（7 月）を踏まえての、対面での交渉であった。

今回は、東京・神奈川・大阪・兵庫の外国籍教員 5 人（小・中・高）が、教育現場での「校務」の実際について詳細に話した上で、外務・文科両省に回

答を求めた。しかし、いずれも教育現場の実態を無視した「ゼロ回答」と言えるものであった。

政府は外国籍教員と外国籍地方公務員の在職数を調査することを「必要でない」として拒否しているが、現在、公立学校の外国籍教員は300人以上、外国籍地方公務員数は689人（共同通信2016年調査）以上と言われている。

彼ら彼女らは、「当然の法理として公権力の行使または公の意思の形成への参画に携わる公務員となるためには日本国籍を有する」という、法律ではなく「行政通達」によって、管理職への道を閉ざされている。つまり、教員として採用されても、「期限を附さない常勤講師」扱いとなり、能力や意欲があっても、上級職に就けない。彼ら彼女らが「常勤講師」として定年を迎えた場合と、日本人教員が校長まで昇任した場合との生涯年俸の格差は1000万円～2000万円となる。

いっぽうキリスト教学校などの私立学校では、在日韓国・朝鮮人をはじめさまざまな国籍の外国籍教員が、教頭になり校長になっている。すると、公立学校と私立学校では教頭・校長の校務の内容と権限が違う、ということになる。しかしそれを、日本政府は国会でも国際人権機関の場でも、合理的かつ客観的に説明することができず、「当然の法理」を繰り返してきた。

### ●諸外国での国籍要件

ところで、諸外国での公立学校教員の国籍要件の有無をみると、中国・韓国・フィリピンは「国籍要件あり」で、フィンランド・ノルウェー・イギリス・カナダ・台湾・シンガポールは「国籍要件なし」となっている（中島智子ほか『公立学校の外国籍教員』）。

また、公務員採用の国籍要件の有無をみると、たとえばイギリスでは、国籍要件がある職は公安・外交・防衛・公安情報にアクセスする職や入管職員などで、公務員職のおよそ95%には国籍要件がない。オランダでは公務員法上、「機密にかかわる職務」を除いて外国人も就任可能で、国会で国籍要件を課した職務は全公務員の5%だけ。スウェーデンでは、国家元首・大臣・国会議員・検察官・警察官・軍人・内閣官房・外務省の職員などには国籍要件があるが、国家公務員の20～25%のみで、地方公務員には国籍要件なし。ニュージーランドに至っては、国籍要件があるのは国会議員と公安職員だけ（近藤敦「外国人の政治参加&住民投票についての国際比較」）。

このように見てくると、国連の人種差別撤廃委員会の2018年勧告、すなわち「数世代にわたり日本に在留する韓国・朝鮮人に対し、公権力の行使または公の意思の形成への参画にも携わる国家公務員として勤務することを認めるよう勧告する」、「市民でない者、特に外国人長期在留者およびその子孫」すなわち在日コリアン四世・五世および移民二世）に対して、「公権力の行使または公の意思の形成への参画に携わる公職へのアクセスを認めるよう勧告する」という日本政府への注文が、人種差別撤廃条約に沿い、かつ諸外国の実例に沿った具体的な勧告であることが分かる。

今年10月13～14日、コロナ禍で延期されていた自由権規約委員会の日本審査がおこなわれた。すでに委員会から日本政府に対して、「国籍を理由に差別することなく、社会保障および政治的権利の行使などを含む自由権規約に基づく権利を保護するために講じた措置について報告してください」という事前質問書が出されていたが、政府はこれまでの見解を棒読みするだけであった。これに対して委員会は、こうした「差別的運用」を懸念し、「障壁を取り除くよう」日本政府に勧告した（11月3日）。さらに委員会は、「植民地時代から日本に居住する在日コリアンとその子孫を、利用できるはずの複数の支援プログラムや年金制度の利用から妨げている障壁を取り除き、永住コリアンとその子孫に地方選挙での投票権を認めるよう」日本政府に求めた。

また人種差別撤廃委員会は日本政府に対して、来年1月14日までに定期報告書を出すよう、その報告書作成にあたっては「（上記の）勧告の特別の重要性について注意を促すこと」、そして報告書の中には「勧告を実施するために取られた具体的措置について詳細な情報を提供するよう」求めている。

これら国際人権機関からの問いに対して日本政府は、これまでと同様に「当然の法理」を繰り返して委員たちの齟齬をかい、しかも、委員会から勧告を出された後も「人権諸条約の委員会による勧告には法的拘束力はない」（文科省7月回答）と嘯くのであろうか。

### ●在日コリアン四世・五世／移民二世の子どもたち

1970年代から始まった民族差別撤廃の闘い、在日韓国・朝鮮人と日本人による闘いは、不条理な国籍条項という壁を一つ一つこじ開けてきた。そのなかで外国籍教員、外国籍公務員が生まれてきた。

戦後77年、すでに在日韓国・朝鮮人の特別永住者は外国人総数の10%となり、1990年代以降に渡日した移住労働者や国際結婚移住者など「新在日」が majority となったが、その移民・難民の子どもたち移民二世は、いま高校・大学へと進学している。

1970年代から90年代にかけて積み上げてきた風穴を、いま塞いではならない。さまざまな国籍の若者たちが教壇に立ち、自治体の窓口に立ち、校長にも市長にもなれる——その時こそ、多民族・多文化共生社会なのであり、その豊かさを誰もが感得できるのである。

私がかつて大学で「多文化共生と日本」という講座をもっていたとき、三重県で初めて外国籍教員と

なった在日韓国人二世・Lさんの話を紹介した。ある受講生が期末レポートでこう書いてくれた。

「私が小学3年生のときL先生が担任してくれ、音楽の時間に韓国の童謡や、給食のとき韓国の食文化について話してくれた記憶が蘇ってきました。L先生の授業はいつも楽しく、いま振り返ると、私は多文化共生の豊かさを、その教室の空間でいつのまにか体験したのかもしれない」

いま教壇に立つ外国籍教員、地方自治体で働く外国籍公務員、彼ら彼女らの思いと願いを実現していくことは、日本社会の責務なのである。

## 外キ協オンライン連続講座 2022 報告

### 2月8日◆李省展さん

#### 「2・8/3・1独立運動とキリスト教ネットワーク～その連鎖と可能性」 .....

コロナ感染拡大がなかなか収束しないなか、今年からオンラインによる外キ協連続講座「日・韓・在日の歴史的現在を考える」(2月・4月・6月・8月の隔月)、「外国人住民の現在を考える」(3月・5月・7月・9月・11月の隔月)を開催することになった。

\*なお9月の講座は講師の都合で延期した。

その連続講座の第1回として、李省展さん(イ・ソンジョン/恵泉女学園大学名誉教授)を招き、「2・8/3・1独立運動とキリスト教ネットワーク」と題して話してもらった。

1919年2月8日、植民地支配下の朝鮮から日本に来た留学生たちによって独立宣言が発せられてから103年となる。李さんは、反日・親日・嫌韓などの二項対立的な理解や、対立をあおる風潮が、人と人との豊かな繋がり(人文学)を毀損していることを「現代における危機」であるとして、改めて

人の繋がりに焦点を当て、キリスト教ネットワークという豊かな地平から2・8独立宣言、3・1独立運動を見ていった。日本と比較しながら朝鮮におけるミッションの発展の特質、武断統治下のキリスト教弾圧、アメリカや日本に留学した青年たちの出会いと学び、「大正デモクラシー」と留学生の接点、朝鮮に派遣された宣教師たちの働き、とりわけ宣教師たちの3・1独立運動を現場でつぶさに目撃した証言などを紹介した。そして今後の課題として、「歴史の息遣いへの再照明」、「一国主義的ナショナリズムに立ち向かう複眼的な思考」、「人間の苦難に共感(Compassion)できるキリスト教という特性を最大限生かすこと」を提起した。

\*講演録を大幅に加筆した李さんの論稿「グリフィス・コレクションと3・1独立運動」は『RAIK通信』第190号に掲載された。

### 3月8日◆李善姫さん

#### 「東日本大震災から11年～東北の移住女性たちの現在」 .....

2011年3月11日の東日本大震災から11年になる。外キ協は被災地の外国人を支援するため、まず宮城県に向かい、地元の教会関係者「東北ヘルプ」や、李善姫(イ・ソンヒ)さんら研究者、NPO

と共に「外国人支援センター」を立ち上げた。また李さんは「福島移住女性支援ネットワーク」の運営委員でもある。



「外国人住民の現在を考える」連続講座の第1回として、李善姫さん（東北大学東北アジア研究センター）に「東日本大震災から11年～東北の移住女性たちの現在」と題して話していただいた。李さんは、1995年の阪神淡路大震災時の外国人支援活動と比較しながら東日本大震災の外国人支援活動の特徴、そもそも外国人散在地域であったこと、中でも結婚移民女性が多数を占めること、すなわち「結婚という私的領域の見えない移民——放置されてきた移民」であったこと、そして震災を契機に移民女性たちの自助組織が立ち上がったことなどを指摘し

#### 4月26日◆板垣竜太さん

##### 「在日コリアンへのレイシズムと歴史修正主義」

「日・韓・在日の歴史的現在を考える」連続講座の第2回は、「在日コリアンへのレイシズムと歴史修正主義」と題して、同志社大学社会学部教授の板垣竜太さんが講演をされた。板垣さんの専門は、朝鮮近現代社会史および文化人類学だが、「新しい歴史教科書をつくる会」などの歴史修正主義が政財界とつながって大きな動きになってきたことに危機感を持ち、歴史教科書問題やNHK番組改ざん問題、京都朝鮮学校襲撃事件裁判、フジ住宅のレイシャル・ハラスメント裁判、ラムザイヤー論文問題などにも関わって来た。そのような経緯をふまえながら、在日コリアンへのレイシズム（人種差別・民族差別）はなぜ、どのように歴史修正主義と結びついていったのかを解説された。

冷戦構造が崩壊する中で、日本の右派論壇の関心がソ連から東アジアにシフトし、軍事・防衛を主題にした記事よりも歴史を主題にした記事が増えていった。特に1990年代以降、右派は韓国を「歴史認

た。そして10年が経過するなかで見えてきたのは、少子高齢化・地域過疎化に危機感をもつ地方自治体と、ビジョンを持たない政府という構図、在日／国際結婚／技能実習に分断されている外国人政策、すなわち「当事者なき外国人政策」という現実である。結局は移民女性「個人の頑張り」だけが問われ、貧困、移民の高齢化、権利ではなく恩恵としての生活保護制度などの問題に対して、社会的資源がない移民をバックアップする社会システムがぜひとも必要だと、李さんは強調された。

識をめぐる敵」として見なすようになり、歴史問題が安全保障化していった。『マンガ嫌韓流』のように、日本の植民地支配を正当化・美化し、韓国などの主張を「反日のための嘘」として攻撃するような言説が増え、インターネットを通じて歴史修正主義とレイシズムが連動していった。在特会のような排外主義団体も生まれていき、日本政府内でも植民地支配恩恵論や韓国併合合法論、「慰安婦」制度や戦時強制動員の法的無責任論が広がり、在日朝鮮人団体・民族教育へ疑いのまなざしを向けるようになった。

このようなレイシズムと歴史修正主義に対抗するために、板垣さんは、①歴史の側から、事実をもって抗すること、②人種差別禁止法などの整備をすること、の2点を強調された。①については、インターネットやサブカルチャー活用の活性化が不可欠であることが指摘され、私たちの運動の弱点についても痛感させられた。

●佐藤飛文（NCC 在日外国人の人権委員会）

#### 5月31日◆李月順さん

##### 「在日コリアン女性実態調査から見る日本の構造的・交差的差別」

「外国人住民の現在を考える」連続講座の第2回として、「在日コリアン女性実態調査から見る日本の構造的・交差的差別」と題して、李月順（リ・ウォルスン）さんに話してもらった。李さんは在日三世として「アプロ・未来を創造する在日コリアン女性ネットワーク」代表であり、関西大学非常勤講師。

李さんは最初に、大学の講義での学生の反応から、「日本に人種差別はあるか」と問いながら、日本における外国籍住民、とりわけ在日コリアンに対する

施策がどのように作られ、それが社会的・構造的差別となっていたのか。そして今も、ヘイトスピーチ・ヘイトクライムに敢然と立ち向かう李信愛さんや崔江以子さんに対する攻撃とその闘いについて言及された。

李さんらの「アプロ・未来を創造する在日コリアン女性ネットワーク」は、国籍（韓国籍・朝鮮籍・日本籍）にかかわらず朝鮮半島をルーツとする在日コリアン女性が主体的に自らをエンパワーし、よりよいアプロ（未来へ、前へ）を目指すために立ち上

げたグループであり、これまで 2004 年、2016 年、2020 年と実態調査に取り組んできた。

なぜ調査をしようとしたのかを、李さんは、①日本社会で不可視化されている在日コリアン女性の問題を可視化すること、②女性差別撤廃委員会から日本政府に対して、在日コリアン女性などマイノリティ女性の複合差別を調査し撤廃施策を講じるよう勧告が出されても政府は無視し続けていること、そのことに対して、具体的な数値を示していくことにあった、と李さんは説明された。

そして、その調査結果は、日本社会そして在日コリアン社会への問題提起となり、また政府や自治体への働きかけの根拠ともなっている。とくに第3回

実態調査からは、コロナウイルス禍で継続する民族差別・女性差別の実態が浮き彫りにされたという。この調査に協力してくれた 705 人の回答からは、子育て・介護・仕事の中で日々難問に直面しているコリアン女性たちの声が聞き取れる。

国連の人種差別撤廃委員会は 2018 年の総括所見の中で「女性たちが直面する個別の諸課題をよく理解して対処できるよう、関連する統計を収集すること」、「コリアンの女性と子どもたちが複合的形態の差別とヘイトスピーチから保護されることを確保するよう」日本政府に強く求めた。

\*講演録に加筆した李さんの論稿「在日コリアン女性実態調査から見る日本の構造的・複合差別」は『RAIK 通信』第 192 号に掲載された。

## 6月14日◆大久保正禎さん

### 「植民地朝鮮と日本の教会」 . . . . .

「日・韓・在日の歴史的現在を考える」連続講座第 3 回の講師は日本基督教団王子教会牧師であり NCC 在日外国人の人権委員会の大久保正禎さん。

① 組合教会の朝鮮伝道においては、まず 19 世紀末から 20 世紀初頭にかけて設立された主な団体が紹介され、明治以降の日朝関係を国粹的なアジア主義の中に位置付けようとする日本国内の世相が紹介された。そこにはすでに朝鮮を精神的に同化しようという朝鮮伝道の裏面史が透けて見える。

海老名弾正の朝鮮伝道観の中に、植民地主義に基づく「神学」化が見出され、朝鮮を上から目線で捉えていることが指摘された。「日韓民族は同一種の民族なり」という海老名の主張の中に、同化のための都合のいい位置付けを読み取られる。また組合教会朝鮮伝道部に対して、総督府から匿名献金がなされていた。そのことを湯浅治郎が問題視していることを柏木義円（安中教会牧師）は日記に記した。

渡瀬常吉の朝鮮教化観に対する柏木義円の渡瀬批判の文章には、重要なことが含まれている。柏木は「敢えて其の日本国民化を標榜して彼等と相対するが如き、これ伝道の本質なる可きか如何」と問い、渡瀬の国民同化を標榜しての伝道に対して不快感を表した。

三・一独立運動に対する渡瀬の見方に対する柏木の舌鋒も鋭い。渡瀬が騒乱に対して外国宣教師の責任を問うたことに対して、柏木は言う。「宣教師が騒擾に関係せしめて其信用を傷つけて其伝道を頓挫せしめ、一方には我派信徒には一人の關係せしものなかりしとて益々総督府の信用を博し、此機会に乘じ

て大に伝道を拡張せんとするものであるなど見らるる」と。

組合教会関連では最後に朝鮮伝道部廃止に触れ、呂運亨事件が重要であったことが指摘された。呂運亨らが、独立運動断念の説得を目的として日本政府により東京に招かれたにもかかわらず、記者会見で政府の思惑と裏腹に、朝鮮独立を演説し、原内閣が窮地に立たされた。この呂運亨来日を工作・手配したのが組合教会伝道部だったため、同伝道部は自らの首を絞めてしまったのである。

② 日本基督教会の朝鮮伝道については、最初に植村正久の日露戦争観が紹介され、『福音新報』上の植村の文章にはロシア批判が色濃く現れている。曰く、「ロシアは漫りに侵略を逞しゅうした。その勢力の膨張は罪惡の痕跡をもって充たされて居る。コーカサスの愛國者の血はロシア人の無道を天に訴え……フィンランド人もポーランド人も同じく慷慨嗟嘆の声を挙げて、亡国の恨みを彼の蒼に陳べんとして止まぬ」。

このロシア観には、思わず現在のウクライナに対するロシアの侵略戦争に通じているのではないかと錯覚してしまった。ともあれ、このロシア観から植村は大日本帝国の使命を論じ、「自由立憲の制度を樹立し、平民主義を拡張し、人道を鼓吹し……東洋主義を打破し、西洋文明の真髓と同化し、深く基督教の精神を吸収して、世界の特色ある文明を現出するにあり」と主張している。しかし、一見この言辞には正当性があるように見えるが、根底に脱亜入欧の論理が潜んでいる点を見落としてはならない。

1892年、日本基督教会大会において朝鮮伝道を進めるべく島貫兵太夫・G.W.ノックスの建議案が提出され、東洋伝道の責任が強調された。1902年に在朝鮮宣教師会が設置され、日本基督教会と協議の末、日本人牧師の派遣が協議され、牧師給や礼拝場所の賃料などが支援されるようになっていった。こうした流れの中、秋元茂雄の釜山伝道なども進められ、日本基督教会朝鮮中会は設立されている。

三・一独立運動と日本基督教会との関係については、秋月至（京城教会牧師）が、堤岩里基督教会事件について報じた新聞記事に対して「全然事実の真相を誤れるもの」と言い切っている。また斎藤勇が「或る殺戮事件」と題し、正しい認識に基づいた詩を残したことには救われる。

しかし、三・一独立運動以後の朝鮮中会は、軍部と協力するなど体制側の見方だけに陥っている。植村の死後、朝鮮中会は確固たる信念で動いたとは言いがたい。

神社参拝問題も忘れてはならない問題である。1938年、富田満（後の日本基督教団統理）は朝鮮を訪問し、朱基徹牧師の牧会する山亭峴教会堂において四老会の論客たちと懇談会を持っているが、そ

こで明らかになったのは、富田が言い訳に苦しんだ姿であった。富田は、神社参拝は国家儀礼であり宗教に非ずと言って説得しようとしたが、朱牧師らは堂々とした主張を展開して反論し、夜を徹して議論が続けられた。富田の主張にはどう見ても無理がある。神社問題は朝鮮の教職たちにとっては死活問題でもあり、牧会する教会の会員の安危に係わる一大問題でもあったのである。

1938年、国内では在日朝鮮基督教会が日本基督教会に併合される事態も起こった。記録によれば、日本基督教会側の提案にある「合同」条件はどう見ても上からの押し付けであり、対する朝鮮基督教会側の要求はしごく当然のものであったことがよく分かる。

③のまとめであるが、そこでは日本のキリスト教会に潜む植民地主義の実態が明らかにされている。日本語の強制使用、朝鮮民族の具有する人間としての尊厳性の否定、これらは歴史の汚点として今にまで残っていることを私たちは忘れてはなるまい。

●秋葉正二（外キ協事務局長）

\*講演録に加筆した大久保さんの論稿「植民地朝鮮と日本の教会～3・1独立運動における日本組合教会と日本基督教会の対応」は『RAIK通信』第193号（12月刊）に掲載される。

## 7月12日◆草加道常さん

### 「これまでの難民認定制度・在留許可制度とミャンマー・ウクライナ難民」 .....

「外国人住民の現在を考える」連続講座の第3回は、「これまでの難民認定制度・人道配慮による在留許可制度とミャンマー・ウクライナ難民」と題して草加道常さんに話してもらった。草加さんは「すべての外国人労働者とその家族の人権を守る関西ネットワーク RINK」、そして「移住者と連帯する全国ネットワーク」運営委員として、難民申請者や超過滞在者の支援活動に20年以上注力されている。

草加さんは、2022年5月末時点で、紛争、迫害、暴力、人権侵害などによって故郷を追われた人が1億人を越えたこと、その中で日本は難民認定率1%以下という劣悪な運用に終止していることを指摘された。ウクライナ避難民へ手厚く支援するものの、またミャンマーの難民申請者に対して緊急措置が執られたものの、依然として「劣悪な難民認定度」が維持されている。そのことを、日本が難民条約に加盟し難民認定制度が始まった1982年から現在に至るまでの同制度の運用、そして昨年廃案となっ

た政府案を検証しながら、問題点を詳細に説明してくれた。すなわち、難民認定業務を担う組織が独立していなくて、出入国管理と難民認定業務を同一の機関が担っており、保護ではなく管理に主眼が置かれていること、「難民であること」の立証責任が過度に難民側に課せられていること、「難民申請 一審査」において手続きの透明性や適正性が確保されていないこと、難民申請を審査する難民調査官や参与員があまりにも情報不足であることなどを、草加さんは指摘された。要は、難民認定機関を、現在の入管庁ではなく、行政から独立した機関とすべきであり、難民認定制度と入管収容制度および特別在留許可制度を国際人権基準に合致させるべきだ、とまとめられた。

\*講演録に加筆した草加さんの論稿「難民認定・入管収容制度とミャンマー・ウクライナ難民」は『RAIK通信』第193号（12月刊）に掲載される。

## 8月30日◆大嶋果織さん

### 「戦時下キリスト教学校の台湾人校長 周再賜」

「日・韓・在日の歴史的現在を考える」連続講座の第4回として、大嶋果織さん（共愛学園前橋国際大学教員）を講師に迎えて、「戦時下キリスト教学校の台湾人校長 周再賜」と題して話を聞きました。

周再賜は、1925年～1965年までの40年もの間、群馬県の共愛女学校第9代校長を務めた方です。大嶋さんの講演では、当時の生徒・教員の証言や戦時下の周自身の説教などから、その人柄や信仰やアイデンティティについて知ることができました。戦時下の全国的なキリスト教バッシングの最中、生徒たちからはとても慕われ「平和と命の尊さを訴えた勇者」として語られる一方で、周が語った説教では、日本的基督教の提唱や当時の国家に対して肯

定的なメッセージや賛賞説教も残されています。

「考えて考えて、考え抜いた結果、我は日本人也と決心した」という周の言葉に、日本と台湾の間で翻弄されたひとりの台湾人の葛藤を感じ、戦時下・植民地における根深い影響と日本の加害の責任を改めて考えさせられました。

今年の連続講座では、さまざまな視点から外国人住民の歴史や現在を学び続けています。日・韓・在日の歴史に向き合い、周再賜のような、知られざる人や出来事と出会うことが、現在／これからの移民社会を考え形作るために必要なのだと思います。引き続き皆さんと学びをつなげていきたいです。

●森小百合（NCC 在日外国人の人権委員会）

## 外キ協 2023年／第37回全国協議会

（外キ協加盟教派・団体および各地外キ連の代表者たちの協議会）

日 程●2023年1月26日（木）～27日（金）／対面

会 場●在日大韓基督教会 川崎教会

主 題●ヘイトクライムと闘い、21世紀移民社会の宣教課題を考える

1月26日（木）14：00～20：30

◇開会礼拝：李 相 勁さん（在日大韓基督教会川崎教会牧師）

◇基調報告：外キ協事務局「関東大震災から100年、在日コリアン・移民・難民の現在」

◇発題①：崔江以子さん（川崎市ふれあい館館長）「川崎市反差別・人権条例と私たち」

◇発題②：竹川真理子さん（信愛塾センター長）「信愛塾の子どもたちは今」

◇証し：宋富子さん（在日大韓基督教会川崎教会名誉長老）

◇映画上映と監督の話：金聖雄さん「ハルモニふたつの物語」

1月27日（金）9：00～17：00

◇聖書研究：岡田 仁さん（富坂キリスト教センター主事）

◇発題③：松浦由佳子さん（アルペなんみんセンター）「難民申請者・仮放免者の苦境」

◇発題④：デイビットさん「マイノリティ宣教センター結成から5年、そしてこれから」

◇全体協議「外キ協 2023年活動計画」

◇証しと閉会の祈り：山野内倫昭さん（日本カトリック難民移住移動者委員会委員長）

## 外国人住民基本法の制定を求める 2023年／第37回全国集会

日 時●2023年1月27日（金）夜6：30～8：45／公開／ハイブリット

会 場●在日大韓基督教会 川崎教会（川崎市川崎区桜本 1-8-22）

主 題●多民族・多文化共生の天幕をひろげよう

<第一部> 6：30～7：10 礼拝

◇メッセージ：長尾有起さん（日本基督教団牧師） 「分からない」を抱えて

<第二部> 7：15～8：45 公開市民集会

◇講演：板垣竜太さん（同志社大学教授）

「京都ウトロ事件に見るヘイトクライムとその歴史性」

◇韓国基督教教会協議会からの連帯メッセージ